

取引基本約款

当社は、企業としての社会的責任を認識し、反社会的勢力との関係を一切遮断し、健全かつ適正な事業活動を行うことを基本方針としています。

本約款は、当社と取引関係にあるすべての事業者との間において、反社会的勢力の排除に関する基本的事項を定め、もって公正かつ安全な取引関係の維持・確保を目的とするものです。

第1条（適用）

本約款は、成友興業株式会社（以下「甲」という。）が発行する見積書、注文書、請求書その他これらに付随する書類に適用されるものとし、取引先（以下「乙」という。）は、当該書類を受領した時点で、本約款の内容に同意したものとみなします。

第2条（反社会的勢力の排除に関する表明確約）

1. 甲及び乙は、それぞれ自己又は自己の役員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、確約するものとします。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、不当要求行為、脅迫的言辞、業務妨害行為その他これらに類する行為を行わないことを表明し、確約するものとします。
3. 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに当該取引の全部又は一部を解除し、又は中止することができるものとします。

第3条（調査等）

甲又は乙は、相手方について、反社会的勢力との関与が疑われる合理的な理由がある場合には、相手方に対して説明又は資料の提出を求めることができるものとします。

第4条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠するものとします。